

生産緑地地区指定について

【要件】

- ・市街化区域内にある農地等であること。
- ・定められた規模以上の区域であること。
- ・農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

〈提出書類〉

書類	備考
1.生産緑地指定申出書	実印が押されているもの。 共有名義の場合、全員分の記名・実印の押印が必要。
2.生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書	
2.印鑑証明書	申請書の押印と同一で、発行日から3か月以内のもの。 相続登記が未済の場合、相続人全員分の印鑑証明が必要。
3.登記事項証明書 (全部事項証明書)	発行日から3ヶ月以内のもの。 ※法務局にて取得
4.公図	発行日から3ヶ月以内のもの。 ※法務局にて取得
5.位置図	申請地の位置がわかる地図（住宅地図等）。
6.現地写真	申請地の適正な管理状況がわかる写真。
7.委任状	代理人による申請の場合に必要。

相続登記が未済の場合、上記に加えてご準備ください

書類	備考
8.相続人関係図	被相続人と法定相続人の関係、死亡年月日のわかる家系図。
9.相続人の戸籍謄本	相続人全員分の謄本。発行日から3ヶ月以内のもの。
10.被相続人の戸籍 (除籍) 謄本	出生から死亡に至るまで、法定相続人全員を特定できるもの。 発行日から3ヶ月以内のもの。
11.遺産分割協議書	分割協議で相続人が決まっている場合。

※必要に応じて、追加書類を求めることがあります。

○指定に関するフロー

①事前相談

香芝市役所 2階 都市計画課にてご相談ください。

〈必要なこと〉 ・所在地がわかること

②申出受け付け

令和7年4月1日から令和7年5月30日までに提出ください

③現地確認

現に農地等として管理されているか職員が現地確認を行います。

④指定手続き

適正に管理されていると判断した農地等については、職員が指定の手続きを進めます。

⑤通知

指定した農地等については、農地等利害関係人全員に通知文を送付いたします。

これを以て、指定完了となります。翌年から固定資産税が減税されます。